

＜地区計画策定の基準＞（第8条、第9条、第10条関係）【別表1】

名 称		○	
位 置		○	
面 積		○	
区域の整備、開発及び保全方針	地区計画の目標	○	
	土地利用の方針	○	
	地区施設の整備方針	○	
	建築物等の整備方針	○	
	その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針	□	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路	○
		公 園	○
		緑 地	□
		広 場	□
		その他の公共空地	□
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	○
		容積率の最高限度	○
		容積率の最低限度	×
		建築面積の最低限度	×
		建築物等の高さの最低限度	×
		建ぺい率の最高限度	○
		敷地面積の最低限度	○
		壁面の位置の制限	○
		建築物等の高さの最高限度	○
建築物の階数の最高限度（日影規制・北側斜線）	△		
建物の形態又は意匠の制限	○		
垣又はさくの構造制限	△		
土地の利用に関する事項	樹林地、草地等の保全	□	

■ 地区計画の策定について

- ・左表の表現について
○印は必ず定めるもの
△印は定めることが望ましいもの
□印は定めることができるもの
×印は定めることができないもの
尚、各類型毎の詳細は別に定める。

■ 区域の整備、開発及び保全方針

- ・市街化調整区域の性格を踏まえ、以下の点について、地区の特性から必要な事項を地区計画の目標として明らかにすること。
① 自然環境の保全
② ゆとりある良好な集落環境の維持・形成
③ 周辺の景観、営農条件等との調和
④ コミュニティの維持や地域の活性化に関する事項
⑤ その他

■ 地区整備計画

- ・当該地区計画の方針に即して、地域の特性にふさわしい良好な都市環境の維持・形成を図るため、地区施設の配置及び規模、建築物等に関する事項並びに土地の利用に関する事項について、当該地区計画の目的を達成するための必要な事項を定めるものとする。
※土地の利用に関する事項について、農用地、森林に関する事項は定めない。